

令和 7 年度
中野市カルチャー・アート活動応援事業補助金
募集要項

文化芸術に親しむ環境づくりの促進を図るため、市内の団体がカルチャー・アート活動（市内において文化芸術に関する催しを開催する活動）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

【募集締切】 令和 7 年 5 月 9 日（金）

【申請・お問い合わせ先】

中野市 くらしと文化部 文化スポーツ振興課 文化振興係

電話 0269-22-2111（内線 394）

ファクス 0269-22-2295

メールアドレス bunshin@city.nakano.nagano.jp

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

1 補助対象団体

補助金の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。

- (1) 市内に住所を有する者が、団体の代表者であること。
- (2) 市内に住所を有する者若しくは市内に在勤又は在学する者 3 人以上で構成される団体であること。

2 補助対象活動

補助金の交付の対象となる活動は、市内の施設において団体が開催する音楽、演劇、舞踊、美術その他文化芸術に関する催しとします。

3 補助対象とならない活動

- (1) 補助対象活動の催しの観客、観覧者などが特定の個人又は団体等となる活動
- (2) 本補助金の交付申請を行う団体に所属する者のみによる催しとなる活動
- (3) 他の補助金の交付対象となる活動
- (4) 中野市が主催、共催する活動
- (5) 政治活動、宗教活動、慈善活動への寄付又は営利を目的とする活動
- (6) 公序良俗に反する活動

4 補助対象経費

項 目	内 容
報償費	外部から招いた演奏家、芸術家、講師等の謝金・出演料
旅費	外部から招いた演奏家、芸術家、講師等の交通費、宿泊費
舞台費	照明費、音響費、大道具費、字幕費、舞台設営費、衣装借上料等 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。
運搬費	作品、道具、楽器運搬費 ※個人所有の車を利用した場合は対象外
印刷費	チラシ、プログラム等印刷費
宣伝費	新聞等掲載料等
会場費	会場使用料、付帯設備使用料、会場設営費、会場撤去費 ※申請団体（共催者含む）の構成団体及び構成員が設置又は管理する会場等施設で活動する場合の会場使用料は対象外とする。 ※会場設営費及び会場撤去費は搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。
制作費	脚本料、作曲・編曲料、舞台監督料、演出料、映像編集・制作料、美術作品制作料（消耗品費除く）

5 補助対象とならない経費

上記の補助対象経費にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象となりません。

- (1) 団体の事務・運営管理に関する経費
- (2) 団体の構成員に対する謝礼、賞品、賞金等経費
- (3) 手土産代、記念品代、花束代等の物品による謝礼費用
- (4) 交通費の特別料金
- (5) 団体の財産となりうる物品購入や製作経費
- (6) 参加者等に帰属するものに要する経費
- (7) 飲食費
- (8) その他、市長が補助対象経費としての計上が適当でないと認める経費

6 補助率・補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 上限額 10万円

※補助金の交付は、1団体につき同一年度内1回とします。

※採択時の交付決定額は、本補助金の予算額や「8 (2) 審査の視点」を総合的に勘案して算定するため、申請額に対して交付決定額が下回る場合があります。事業実施の資金計画をあらかじめ団体内で検討していただきますよう、お願いします。

※補助金額は、補助対象経費から、参加費や入場料等の当該補助対象活動から生じた収益等を控除した額の範囲内とします。

7 応募方法

募集締切日までに中野市カルチャー・アート活動応援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体構成員名簿

※上記の書類の他に、補足資料等の提出をお願いする場合があります。

8 事業の審査

(1) 審査方法

申請された事業について、下記の審査の視点に沿い、申請事業が補助金交付の対象になるかどうかを選定委員が審査します。

(2) 審査の視点

① 実現性

- ・事業の内容、規模、実施方法等が具体的かつ適切であるか。
- ・計画に対して予算の規模が妥当であるか。
- ・目標や課題の設定が妥当であるか。

② 効果、波及性

- ・文化芸術に誰もが触れ参加できるなど、文化芸術に親しむ環境を促進する活動であるか。
- ・当市の文化芸術の振興に資する活動であるか。
- ・地域に賑わいや活力を醸成する環境づくりを促進するなど、地域への好影響が期待できる活動であるか。

③ 継続性、発展性

- ・文化芸術活動の継続や継承につながっていくことが見込めるか。
- ・文化芸術の更なる活動の広がりが期待できるか。

④ 創造性、独創性

- ・文化芸術活動の相乗効果を生み出す活動や新たな可能性が感じられる活動など創造的な活動であるか。
- ・申請者独自の発想や特色などを活かした独創的な活動であるか。

9 審査の結果（交付決定）

審査結果については、6月中旬頃に交付決定書類等にてお知らせします。

※補助事業の内容や補助金交付決定額等の情報について、補助金交付事業の実績として公表する場合があります。

【申請から補助金交付までの流れ】

①補助申請	募集締切日（５月９日（金））までに申請書等を市へ提出してください。 ※事業の実施内容等は詳しくご記載ください。
②審査	市で選定委員による審査を実施します。
③交付決定	市から審査の結果を通知します。
④事業実施	事業計画に沿い事業を実施してください。 ※事業内容に変更がある場合は、事前に市文化スポーツ振興課へご連絡ください。
⑤実績報告	事業完了後、必要な添付書類を添えて実績報告書を提出してください。 ※添付書類 ・事業実績調書 ・収支決算（見込）書 ・対象経費の支払関係書類 支払内容が分かる領収書、請求書（いずれも宛名が補助金交付団体名のもの）、帳票類（帳簿）等 ・事業の実施状況を確認できる書類 事業実施中の写真等
⑥補助金額確定	市で実施報告書の内容を確認後、補助金確定の通知を送付します。 請求書をご提出ください。

10 事業の事前着手

事業は、補助金の交付決定後の着手を原則としますが、事業の性質から交付決定前に着手しなければならない場合、その他市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、中野市カルチャー・アート活動応援事業事前着手届を提出してください。

11 事業の周知

事業の実施にあたっては、広く一般市民が参加等できるよう、積極的に広報を行ってください。

なお、補助金を受けて実施する活動の印刷物には、補助金を活用した事業である旨を表示してください。